

自治医科大学医学部同窓会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、自治医科大学医学部同窓会といい、本部を自治医科大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ることを主たる目的とし、併せて、自治医科大学の発展に寄与する。

(事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- 一 会報の発行、その他本会の目的に適う事業。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 自治医科大学を2002年3月までに卒業した者
自治医科大学医学部を2002年4月以降に卒業した者
- 二 準会員 自治医科大学医学部の学生
- 三 賛助会員 本会の目的に賛同する者

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名以上5名以内
- 三 幹事 ブロック幹事(地域ブロック各3名、自治医科大学2名、

さいたま医療センター1名)計21名

会長指名幹事 若干名

- 四 監事 1名以上3名以内

- 五 代議員 各県人会各1名 47名

(予備代議員)

第6条 各県人会は、代議員が会議に出席できない場合の代理出席、及び代議員が欠けた場合の補充に備えて、

あらかじめ予備代議員を1名選出することができる。

(名誉会長等)

第7条 本会に名誉会長・名誉顧問・顧問・及びサポート委員を置くことができる。会長の推挙により選出し、

総会または幹事会において報告するものとする。

(職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 三 幹事は、会務を執行する。
- 四 監事は、本会の事業並びに会計の監査を行う。
- 五 代議員を除く役員は総会に出席し、総会の議決を行い、また会長選挙の選挙人となる。
- 六 代議員は総会に出席し、総会の議決を行い、また各県人会を代表し会長選挙の選挙人となる。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は次のとおりとする。

- 一 会長選挙管理委員長、副会長、幹事及び監事は会長が委嘱し、総会において承認を得るものとする。
- 二 庶務、会計、広報担当幹事(会長指名幹事)は、会長が正会員の中から指名する。
- 三 代議員の選出は正会員の中から、各県人会が1名選出する。

(会長選挙)

第10条 会長選挙に関する事項は別に定める。

(役員任期)

第11条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨ないものとする。

- 2 会長が辞任した場合には、あらかじめ会長が指名した副会長が新会長に就任する。新会長の任期は前会長の任期を引き継ぐものとする。

第4章 会議

(会議)

第12条 会議は、総会、幹事会とする。

(総会)

第13条 総会は、役員をもって組織し原則として3年に1回、役員改選年度の3月に開催する。

(総会の議決事項)

第14条 次の事項は、総会の議決又は承認を得るものとする。

- 一 役員(副会長、監事、及び会長選挙管理委員長)の選出

二 事業報告及び収支決算

三 事業計画及び収支予算

四 会則の改廃

五 その他、会長が必要と認めた事項

(総会の運営)

第15条 総会は、役員のうち2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(議決事項の表決)

第16条 議決事項の表決は、次の通りとする。

- 一 出席した役員のうち過半数を持って議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- 二 やむを得ない理由により出席できない役員、代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法により表決することができる。
- 三 議決について、特別の利害関係にある役員はその議案の議決に加わることができない。

(会長・副会長の専決事項)

第17条 総会の開催が困難な場合は、会長・副会長の合議をもって会の議決とする。ただし、この場合は、直後の会議により承認を得なければならない。

(幹事会)

第18条 幹事会は、代議員を除く役員をもって組織し、会長が随時招集する。

(幹事会の運営)

第19条 幹事会は、代議員を除く役員のうち2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(議事の表決)

第20条 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところとする。

第5章 会計

(会計)

第21条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第22条 正会員、準会員の会費については、次の通りとする。

終身会費 20,000円とする。会費を納入した準会員は、正会員の会費を納入する必要はない。

(会計年度)

第23条 会計年度は、4月1日に始まり、3年後の3月31日に終わる。

第6章 雑則

(施行細則)

第24条 この会則に定めるもののほか、この会則の実施に必要な細則は、別に定める。

付則

この会則は、平成9年10月1日から施行する。

この改正会則は、2000年4月1日から施行する。

この改訂会則は、2003年3月22日から施行する。なお、この改訂は自治医科大学に看護学部が設置されたことに

より、本会の名称を「自治医科大学同窓会」から改めたことを主としている。

会則第15条に示す会計年度は、2000年4月を起点とする。

この改訂会則は、2015年3月14日から施行する。